

経営者の住所の一部を 非表示にすることが可能になりました

弁護士
阿部 太陽



株式会社の代表取締役、代表執行役または代表清算人は、会社法上、住所の登記が義務付けられています。そのため、これまでは会社と関係のない第三者であっても登記事項証明書等を確認することで、代表取締役等の住所を知ることができる状態になっていました。しかし、住所が公開されることに対する抵抗感や、起業への躊躇、ストーカー等の被害、過度な営業行為の誘発などの懸念が高まっている状況にありました。

このような状況を踏まえ、令和6年10月1日から、「代表取締役等住所非表示措置」が施行されました。この措置は、代表取締役等の住所が登記すべき事項に含まれる登記を申請する際に、所定の書面を添付して申し出を行うことで、登記事項証明書等における代表取締役等の住所を一部非表示にすることができるというものです。この申し出を行うことで、代表取締

役等の住所について市町村（東京都の場合は特別区、政令指定都市の場合は区）までが表示されることとなり、それ以下の部分については表示されないこととなります。この措置によって代表取締役等のプライバシー保護や、起業の促進につながる事が期待されています。

もともと、代表取締役等の住所が登記事項であることはこれまでと異なりません。そのため、上記の措置を講じている場合であっても、代表取締役等の住所に変更があった場合には、その旨の登記を行う必要があります。また、上記の措置が講じられている場合、登記事項証明書等では会社代表者の住所を証明することができないため、取引の内容によっては追加資料を求められる場合があります。

このような点に留意しながら、利用を検討する必要があります。

従業員の引き抜きについて

苫小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



転職による人材の流動化を背景に、同業他社に転職したり、現在の勤務先から独立することは珍しくなくなりました。

このような場合に、勤務先の従業員を勧誘して転職を誘ったり、あるいは、引き抜き行為を行うようなことが見られますが、法的に問題となる場合があります。

まず、会社の従業員等が、転職や独立に向けて、未だ会社に在籍中にもかかわらず、他の従業員の引き抜き行為を行うことは、労働契約上の債務不履行や不法行為に該当する可能性があります。

すなわち、労働契約において、労働者は、会社（使用者）の正当な利益を不当に侵害しないように配慮して行動するという誠実義務を負うと理解されておりますので、在籍中に他の従業員に対する引き抜き行為等を行うことは、誠実義務に違反しうることになるからです。ただし、あらゆる引き抜き行為等が誠実義務違反とな

るわけではなく、裁判例では、単なる勧誘の範囲を超え、著しく背信的な方法で行われ、社会的相当性を逸脱している場合に違法性を肯定するものがあります。

一方、退職後の元従業員による引き抜き行為等については、会社に対する誠実義務は退職により終了していることとなりますので、当然に違法性のある行為とは評価できません。もともと、裁判例では、自由競争の範囲を明らかに逸脱した場合、あるいは、著しく社会的相当性を欠く手段、態様で行われた場合に違法性を肯定する例があり、在籍中の場合と比較すると、より悪質な場合に違法性が認められているとも考えられます。

一般論では、このように言えるとしても、具体的事案において引き抜き行為等の違法性が問えるのかは、種々の事情の総合考慮によるため、お悩みの場合にはご相談下さい。